

# 朝鮮役における水軍編成について

三 鬼 清 一 郎

はじめに

1. 「陣立書」からみた舟手組織
2. 海賊衆の組織化
3. 海賊衆の大名への転化
4. 直轄領における水主の徴発
5. 諸大名の舟手組織  
むすびにかえて

は じ め に

幕藩体制社会の構造的特質を明らかにするため、国内の歴史的諸条件の再検討をもとにした権力構造論の問題が提起されているが、秀吉によって企てられた両度にわたる朝鮮出兵のもつ意味を、豊臣政権の展開過程の中に位置づけ、それが封建領主制の確立のうへで果たした役割を確定することは、研究史の上からも不可欠な前提の一つかと思われる。

朝鮮役の問題は、まず全領主階級の再編成の契機としてとらえる必要があろう。国内の封建的統一の途上で行われた殆んど唯一の対外的接触が、領主制の社会全体の再生産のあり方に及ぼした影響は、あくまで国内の社会体制の矛盾の展開の問題として、多角的に考察されなければならない。本稿は、その一環として、水軍組織の編成の問題を中心に検討していきたい。水軍は、当時における軍事力の主要な部分を構成しており、また、統一政権の成立にふさわしい全国市場の形成は、領域市場の結節点としての港津・特産物生産地帯の確保を媒介として、諸大名の政治的掌握にも連なるものであるが、この問題は、水軍の役割を抜きにしては考えられないからである。したがって、ここでは朝鮮役を主要な契機として、豊臣政権がいかにして旧来の海賊衆を変質させ、みずからの水軍に編成していったかを跡づけていくことにしたい。

このような観点から研究史をふりかえると、従来の研究は、水軍としての戦闘行為の解明に力点がおかれすぎていた。有馬成甫氏『朝鮮役水軍史』はその代表的著作であるが、史料の綿密な分析からではなく、軍事史的立場から、水軍の配置状況・海上作戦の当否・戦闘の経過などについて論評を加えたもので、興味ぶかい指摘は多々あるにせよ、今日の段階では、継承すべき成果に乏しいように思われる。これに対して、渡辺世祐氏「朝鮮役と我が造船の発達」（史学雑誌46編5号）は、全国的な史料の博搜によって、海賊衆の分布などを地域典型的に把握しようとしたもので、戦前の実証史学の水準を示すものとして高く評価されなければならない。ただ、これら

の研究では、太閤記（巻十三）所収の「朝鮮陣為御用意大船被仰付覚」や、廻船式目を摸した天正20年正月27日付「海路諸法度」のような偽文書が無批判に引用されており、このような傾向は、今日の研究者の間でも十分に克服されていないという点に注意する必要がある。それゆえ、豊臣政権の水軍組織の問題は、朝鮮役の時点における基本史料から、まず実態を確定していかなければならないと思われる。

## 1 「陣立書」からみた舟手組織

天正記（第7巻）所収「ちやうせん国御進発の人数つもり」<sup>①</sup>の末尾に、次のような記載がある。

### ちやうせん国船手の勢

千五百人	九き大すミ守	(九鬼嘉隆・志摩鳥羽)
二千人	藤たう <small>(マツ)</small> 佐度守	(藤堂高虎・紀伊粉河)
千五百人	わき坂中志よ	(脇坂安治・淡路洲本)
七百五十人	賀藤左馬介	(加藤嘉明・伊予松崎)
七百人	来嶋きやう第	(来嶋通之、通総・伊予来嶋)
二百五十人	すけ平右エ門	(菅達長・淡路岩屋)
千人	くハ山藤太	(桑山一晴・紀伊和歌山)
	同小てん次	( " 貞晴・ " )
八百五十人	堀内あわのかみ	(堀内氏善・紀伊新宮)
六百五十人	杉若伝三郎	(杉若氏宗・紀伊田辺)

### 以上九千二百人

これが朝鮮出兵時における水軍とみられるが、このような編成が最初になされていたわけではない。天正20年3月13日付の朱印状<sup>②</sup>では、来嶋兄弟は「高麗へ罷渡御人数事」の第5番—四国衆グループに属しており、同年6月3日付の朱印状でも同様である。5月16日の朱印状<sup>③</sup>では、同人は「高麗都御座所普請衆」に名を連ねているが、7月16日の朱印状<sup>④</sup>では「来嶋兄弟召寄警固可仕候旨可申付事」として、舟手への編入が指示されている。翌文禄2年2月27日に朝鮮国在陣衆中へ宛てた朱印状<sup>⑤</sup>では、「土佐侍従ハ船手へ可相加事」として、長宗我部元親を舟手へ加えている。同年3月10日の朱印状「もくそ城とりまき候衆」<sup>⑥</sup>では、舟手衆として、前記10人に長宗我部元親を加えた合8250人が一グループをなした普州城包囲の陣立計画が示されており、5月20日の朱印状案<sup>⑦</sup>では、水軍を2組に分けた合5459人が、「此船手之衆二組ハ朝鮮御仕置之城々出来ハ迄聞取仕可為番替也」として、加徳島の守備についている。多くの場合、村上助兵衛(来嶋通総)は一族の得居氏とともに在陣しているが、両者の軍役人数を区別して記載した文書もある。やや時期が下って文禄4年正月15日付の「高麗国動御人数帳」<sup>⑧</sup>では、次のようになっている。

### ふなて衆

- |    |        |        |
|----|--------|--------|
| 一、 | 千六百五拾人 | 九鬼大隅守  |
| 一、 | 千五百人   | 脇坂中務少輔 |
| 一、 | 八百五拾人  | 加藤左馬助  |
| 一、 | 八百五拾人  | 村上助兵衛尉 |
| 一、 | 貳百五拾人  | 菅平右衛門尉 |

やまとの中納言内

- |    |     |      |
|----|-----|------|
| 一、 | 五千人 | 紀伊国衆 |
|----|-----|------|

合巻万貳百五拾人

ここでは、藤堂高虎以下の紀伊の水軍は、羽柴秀保に附属した「紀伊国衆」として一括されているが、実態には変化はない模様で、藤堂高虎は同年2月20日に、「来春渡海之儀被仰付、則舟手之儀九鬼我等被仰付、間、来春ハ罷渡、近年相積儀可申承、事」と、九鬼嘉隆と共に舟手を命ぜられた旨を吉川広家に告げている。また、武家事紀<sup>⑬</sup>では「船方衆」として脇坂安治(1500人)加藤嘉明(750人)・菅達長(230人)・九鬼嘉隆(1500人)の4氏、計3980人をあげているが、全体としての史料価値に疑問が残るので、参考だけにとどめておく。

以上の検討から、天正記に記載された「舟手衆」の状況は、ほぼ出兵当初(天正20年7月以降、文禄2年頃まで)の実態を伝えているものと思われる。欠年であるが、文禄2年と推定される4月12日付と4月22日付の朱印状<sup>⑤</sup>では、宛所にこの舟手全員の名がみられるので、このような形の水軍編成が行われたことは確認できよう。文禄2年3月23日には、舟手衆全員に浅野長政を加えた11名が、敵船来襲の際には海陸ともに一致して行動すべきこと、秀吉の法度に背かざること等の誓約を行っている<sup>⑥</sup>。これらの舟手衆は、毛利氏に属していた村上海賊の一派である来嶋兄弟と、かつては長宗我部氏の水軍で、小田原役には加藤嘉明の士として従軍した菅達長を別とすれば、他はいずれも織豊取立大名であることにも注意すべきであろう。

① 内閣文庫所蔵、慶長元和年間刊行の古活字版による。この史料の分析については、拙稿「朝鮮役における軍役体系について」(史学雑誌75編2号)を参照されたい。

② 毛利家文書(三)885号

③ 毛利家文書(三)904号

④ 毛利家文書(三)926号

⑤ 高山公実録・巻四、宗国史・上巻326頁

⑥ 立花文書(刊本・41頁)

⑦ 浅野家文書・263号

⑧ 島津家文書(二)955号

⑨ 楓軒文書纂六十九・韓陣文書(一)(内閣文庫・謄写本)

⑩ 島津家文書(二)957号 ただしトータル数字は一致しない。

⑪ 吉川家文書(二)1301号

⑫ 武家事紀・巻第三十一・続集

⑬ とともに九鬼文書(東大史料編纂所・影写本)

④ 前田家所蔵文書・古蹟文徴(八)(同上)

## 2 海賊衆の組織化

中世において各地の沿岸島嶼に割拠して、海上輸送の警固役・関銭の徴収などを行い、時には濫妨行為にも及んだ海賊衆は、漁業経営からも完全に遊離していない海の土豪層＝武士団とみられるが、かつて田中健夫氏が詳細に研究動向を整理されたように、古くから多くの人によってとりあげられ、また今後に残された問題も多いのであるが、ここでは、中世末期における海賊衆の全国的な分布状況の中から、それらが豊臣氏の水軍組織に編成される状況をたどっていきたい。

舟手を編成するに際して最も適切な方法であると思われるのは、旧来の海賊衆に出自をもつ者を水軍の将にあてることで、海上の技術にすぐれ、実戦的にも強力な筈であるが、「陣立書」のうちで、これに該当するものは九鬼嘉隆だけである。わずかに熊野海賊に出自をもつ堀内氏善や、村上海賊の一派である来嶋兄弟などが名を連ねているが、瀬戸内海や北九州などの著名な海賊衆の名はみられず、主力はいずれも海にあまり縁のないものようである。たとえば藤堂高虎は紀伊粉河の城主であり、羽柴秀保の代官として支配していた領域は山間部が中心で、当時は伊予や伊勢に所領をもっていなかった。脇坂安治は天正13年に、海上交通の拠点である淡路に入部したが、それ以前は山城・摂津・大和などを転々としていたのであり、加藤嘉明も同じようなコースをたどって、天正14年に淡路に入部したのである。舟手衆の主力が海賊衆に出自をもたないということは、海賊衆自身の変質していくなかで、別途に水軍としての編成が行われたことを意味している。藤堂・脇坂などは九州役・小田原役の際にも舟手をつとめているが、彼等が豊臣政権下で大名として成長をとげる過程において、旧来の海賊衆と、どのようなつながりができたかを考える必要があろう。

当時、ことに西国地方の沿海には、多くの海賊衆の根拠地があったが、そのうちでも特に有名な讃州塩飽島<sup>⑤</sup>の海賊衆に対しては、天正20年3月に、水主650人・船32艘をもって、伊予今治城主の福島正則の配下につくべき旨の朱印状が発せられている。その2年前には検地が実施され、1250石の土地が島中船方の650人に領知されるのであるが、それと同じ人数の水主の徴発が行われたのである。塩飽島はすでに天正初年から信長の勢力下に入っていたらしく、天正5年には塩飽船が堺まで往来する自由を保証した朱印状が出されており、国内の統一戦争の過程で、織豊政権に大いに利用されたようにみられる。天正15年の九州役には、千石秀久を豊後へ遣すため、水主50人・船10艘が徴発をうけており、文禄2年には、医師などの名護屋下向の際、継船を出すことを命じた秀次の朱印状が出されている。なお瀬戸内海地方の海賊衆は、毛利氏・小早川氏らによって編成がすすめられている。

同様に九州地方の海賊衆も、該地の諸大名によって配下にくみ入れられていったものと思われる。たとえば、北九州の海賊衆の連合である松浦党の場合は、中世末期には平戸松浦氏・宇久五

島氏らによって統合されつつあり<sup>④</sup>、また「五人衆」として名高い天草地方の舸子は、朝鮮役に際して小西行長の下に編成され、上陸軍の先鋒をつとめたという口碑が伝わっている<sup>⑤</sup>。

諸大名が領国内で軍事編成を行う際に、つねに一定数の船頭水主の動員がはかられたのであるが、この過程を通じて、海賊衆的な土豪組織も最終的に解体させられ、在地では小漁民を主体とする封建的な漁業秩序の形成へと導かれるのである<sup>⑥</sup>。これを促進したものの一つに、天正16年7月8日に秀吉が発布した「海上賊船の禁令」<sup>⑦</sup>があげられよう。これは「備後伊与両国之間伊都喜嶋」における海賊の発生を契機として出されたもので、主たる対象の地域は、瀬戸内海から九州という当時の勢力範囲であったと思われる。東国には後北条氏などの水軍組織が厳として存在しており、秀吉の支配が及んでいなかったことは勿論である。この法令は、中世的な海賊衆の活動する余地を奪い、彼等を水軍に編成するための布石で、領国平定をめざし、いわば海上における「刀狩」と同じ効果を期待して出されたものであり、結果的には個々の大名の領主権の強化に連なっていたと思われる。

また秀吉は、戦国期から遠隔地間の交易に従事し、舟持商人として成長発展をとげていた「初期豪商」的存在を、配下にくみ入れている。たとえば若狭小浜の組屋源四郎・古関与三右衛門<sup>⑧</sup>、敦賀の高嶋屋伝右衛門<sup>⑨</sup>などは、みずからの持舟と多数の水主をしたがえて、朝鮮役には兵糧米などを名護屋へ輸送している。おなじく、毛利氏と結んで成長をとげた、備後尾道の渋谷与右衛門<sup>⑩</sup>は、この地の代官として普請奉行をつとめる一方、楯板・石火矢・兵糧米などの輸送に従事している。また、秀吉の子飼の舟手で、九州役などには水軍として出陣した播磨明石の石井与次兵衛<sup>⑪</sup>は、小田原役の際には、美濃の稲葉重通に徴発され、兵糧米の輸送を行っている。この場合は、水軍からの性格変化のようにもみられるが、いずれにせよ、近世初頭において、輸送手段としての船の所有がもつ意味の大きかったことを示している。そして、具体的に彼等を組織していく契機は、朝鮮役をピークとする国内の統一戦争において、彼等の所有する船や水主を徴発していくことにあり、豊臣政権も、それへの依存関係を深めていったものとみられる。

① 田中健夫「日本中世海賊史研究の動向」(史学雑誌68編2号) のち『中世海外交渉史の研究』所収

② 塩飽島文書(東大史料編纂所・影写本)

③ 文禄征伐遺文・上(東大図書館・謄写本)

なおこの文書は、上記の塩飽島文書に収められていない。塩飽島中が保管する文書の殆んどは写しである。

④ 長沼賢海『松浦党の研究』226頁以下

⑤ 中村正夫「肥後国天草島における漁村の成立と展開—『舸子役』を中心として—」(九州大学九州文化史研究所創立二十五周年記念論文集)所収

⑥ 拙稿「水主役と漁業構造」(宝月圭吾先生還暦記念『日本社会経済史研究』近世編所収)

⑦ 島津家文書(一)352号、その他

⑧ 組屋文書(東大史料編纂所・影写本)

⑨ 小宮山文書(同上)

⑩ 渋谷家文書（九大九州文化史研究所・謄写本）

⑪ 石井文書（東大史料編纂所・影写本）

### 3 海賊衆の大名への転化

海賊衆みずからが織豊政権下で大名に成長し、または有力大名との間に同盟関係・被官関係を結びながら、朝鮮役に際しては独立した舟手に編成されたものもみられる。

九鬼嘉隆の出自は熊野海賊であるが、永禄3年に志摩国磯部郷に入り、国司勢力や在地土豪層を滅して一円掠取を行い、永禄12年の信長の北伊勢攻撃に船将として参加したことの功により、志摩一國が与えられたといわれている。そして、天正初年以來3万5千石を領し、かつての地頭層である和具氏・浜島氏などの海賊衆をしたがえ、織豊政権の水軍組織の中核を形成しながら、大名としての発展をとげていったのである。

織豊政権が、水軍の将としての九鬼氏を媒介として、伊勢・志摩の海賊衆を把握しえたことは、軍事的な意味は勿論、海上輸送の確保による経済上の利益も大きかったものと思われる。とくに伊勢湾交通の中心である大湊には、信長の朱印状による舟の徴発<sup>⑩</sup>などが行われているが、「乍恐申上大湊由緒之事」<sup>⑪</sup>によれば、たとえば小田原役には、家康の指令で大船300艘を調達するため、伊勢・尾張・三河・志摩の4ヶ国の廻船に廻文をもって、相州へ指廻したことが記されている。のちの関ヶ原役・大坂役などの際も同様であるが、家康がこの地域に支配力を及ぼしたのは、かつて九鬼氏のために領国を追われた海賊衆の小浜氏・千賀氏・向井氏などを、自己の舟手として組織し、大湊の廻船問屋である角屋氏と密接な関係を結んだことによるものである。伊勢・志摩の海賊衆を直接に被官化し、水軍に編成しえたことは、有事の際の軍事動員力を保証し、商品流通路の確保に大きな意味をもったと思われる。この地域は、のちに幕府の船手奉行の管轄下に入るが、九鬼氏の領国時代に、水軍編成にともなって水主の徴発が非常に盛んであったことは、江戸時代中期頃の在地の史料からもうかがわれる。

織豊政権それ自体の水軍組織として、九鬼氏は多くの統一戦争に参加するのであるが、たとえば九州役の「陣立書」<sup>⑫</sup>の記載形式からみて、他の大名と異った扱いがなされたように思われる。すなわち、一般の大名に対しては、本役・半役などを指定し、軍役人数が明示されているのであるが、九鬼嘉隆は、ただ「舟にて人数あり次第」と規定されているだけである。つまり、船の所有と海上の技術が独自の評価をうけ、動員すべき軍役人数そのものは直接には問題にされないところに、この時期における水軍のもつ個々の意義が暗示されているのである。尤も水軍は九鬼氏だけに限られず、小西・脇坂・菅・梶原らの諸氏も警固役が仰せつけられている<sup>⑬</sup>。秀吉も直接に、明石惣中に対して船の徴発を命ずるなど、土豪層の直接把握を通じて、輸送や交通手段の確保に、つとめている。諸大名の領国においても、沿岸地帯において多量の舟水主の徴発を行っていることは、長宗我部元親の例<sup>⑭</sup>をはじめ、各地でみられるのである。

九鬼氏と同じく熊野海賊に出自をもつ堀内氏善は、天正9年2月に信長から旧領を安堵され<sup>⑤</sup>、領地は「上ハ牟婁郡太田田原と申所より下ハ勢州錦浦迄、今検地六万石斗も可有御座り」といわれ、すでに大名化した存在である。ただし堀内氏の石高は、豊臣政権下を通じて常に2万7千石である。また「分限帳」や「家法」も残されているが、その信憑性には疑いがもたれるので、これ以上追求することはできない。

これと同じ系列に含まれるものに、村上海賊の一派である来嶋氏がある。村上海賊は早くから毛利氏の支配下に入って瀬戸内海を支配し、「安芸水軍」として信長と対抗するのであるが、来嶋氏のみは天正10年頃に信長に帰属することによって、毛利氏の海上権も崩壊し、村上一族に激しい動揺が生ずるのである。すでに天正6年には、秀吉による淡路攻撃が行われ、同地の岩屋船57艘に対して朱印状が出される<sup>⑥</sup>など、織豊政権の力が伸びて来ており、やがて村上一族も完全に屈伏するのである。朝鮮役には、来嶋氏のみが単独の舟手衆として参加し、他の海賊衆は、毛利氏などの水軍として、一族と共に出陣したものとみられる。

海賊衆が統一政権下に水軍として編成される過程は、全国的規模で行われたのであるが、ほぼ2つの類型に大別されよう。すなわち、大名権力に把握され、その水軍組織に組みこまれていくものと、海賊衆みずからが大名として成長していくものとである。前者の場合は、たとえば小浜氏・向井氏の如く、戦国の争乱の間に本領地を失い、今川・武田・後北条など東国の戦国大名の下を転々としながらも、必ずしも主家と運命を共にすることなく、最後は徳川氏の譜代としての地位を獲得し、幕府の舟手奉行というような幕藩制ヒエラルヒーの中の一職制として存続することが認められるのである。ただ彼等は、すでに自らが領主に上昇する途が絶たれた以後のことであり、在地性の払拭が、存続のための条件であったようにみられる<sup>⑦</sup>。徳川氏は、このように在地から遊離した海賊衆を水軍として組織することに成功し、関東移封以後は浦賀を中心とする海上権を確保し、朝鮮役の際にもその勢力は温存され、のちの豊臣氏との政治的対決の際に、すぐれた機能を果したのである。後者の場合は、みずからが大名領主に発展していくなかで、織豊政権の水軍組織に位置づけられるものであり、その内部には、中小の海賊衆を被官化するなど、複雑な構成をもっていたと思われる。ただ彼等の殆んどは、関ヶ原役などによって没落したため、追求すべき手懸りを欠くのは残念なことである。

①② 大湊町役場所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)

③ 享保11年・志勢御領分差出帳(徳川林政史研究所蔵文書)

④ 当代記・巻二(『史籍雑纂』第2巻・53頁)陣立書そのものの性格として、史料批判を必要とすることは勿論である。

⑤ 筑紫古文書(上)(内閣文庫・謄写本)

⑥ 柏本文書(東大史料編纂所・影写本)

⑦ 土佐国鑑簡集(五)

⑧ 堀内文書(東大史料編纂所・影写本)

⑨ 紀国旧家地侍誌(東大図書館・南葵文庫写本)

- ⑩ 新宮市史・246頁以下
- ⑪ 村上文書（『大日本史料』11編ノ1・827頁）
- ⑫ 佐伯文書（東大史料編纂所・影写本）
- ⑬ この点は、後北条氏の水軍である三崎十人衆・愛洲兵部少輔らが、強い在地性をもったことと対照的である。

#### 4 直轄領における水主の徴発

旧来の海賊衆が支配していなかった地域において、水軍編成のための準備はどのようにすすめられていったのであろうか。天正19年に秀吉が発した「人掃令」の際、一般の百姓夫役と区別して、舟人＝加子人数の調査が行われたことから、ほぼ全国的規模で水主の徴発がなされたとみられるが、個々の領域ごとに、どのような基準と方法をもって行われ、それが在地構造に、いかなる変化を及ぼしたかを明かにしうる史料は少い。たとえば、伊勢国13ヶ浦が、各浦1名ずつの水主を毎年割付けられていたという「文禄慶長の役の水主割」の例があるが、断片的なもので、全体をうかがうことができない。しかし、豊臣氏の蔵入地においては、奉行人や代官の手を通じて、ある程度は劃一的な基準によって、現夫を水主として徴発していったとみられる。近江地方を例にして、この問題をたどっていきたい。

琵琶湖周辺部は中世から舟運が盛んであり、永禄12年には信長から朱印状<sup>⑫</sup>が与えられているが豊臣政権下に入ると直ちに、商業・漁業等の権利を確認する代りに、船夫・陣夫・公事船なども従前通り沙汰すべき旨の「掟」<sup>⑬</sup>が、天正11年に浅野長政によって発布されている。天正19年には秀吉から江州諸浦に対して、舟の役儀などを定めた朱印状<sup>⑭</sup>が出されているが、この間に太閤検地の施行がすすみ、文禄5年には、夫役徴発の基準などを規定した石田三成の「条目」が発せられている。朝鮮出兵に際しての水主の徴発は、天正20年正月3日付の秀吉朱印状<sup>⑮</sup>によって、次のように指示されている。すなわち、江州諸浦の加子を悉く調査し、上中下の3段階に分け、浦ごとにその5分の1を徴発するというものである。加子に対する配当として、上の加子は米10石で、以下2石ずつ少くなっており、妻子に対しては、上中下によらず2人扶持が与えられ、当人に対しても、出陣先において2人扶持が与えられることになっている。これは江州における統一的な水主割の基準であるが、同じような史料が、知多半島の突端にある三州師崎村で発見されている<sup>⑯</sup>。すなわち、加子を上中下に分け、賃米として上の加子に15石を三州西尾にて与え、以下2石ずつ差がつき、妻子へ扶持方として8石ずつを、勢州桑名・尾州こきそ村で渡し、当人への扶持は1升ずつを名護屋にて与えるというものである。この二つの地域における加子とその妻子に対する配当額を表示すれば次の通りである。

三河の場合は、このとき徴発された加子の人数は、上中下とも3人ずつの計9人であるが、師崎村全体の加子人数は記されていないので、その割合を知ることとはできない。関連史料が他に示されていないので詳細は不明であるが、近江の場合は、実際に水主がどのような割合で徴発



	上の加子	中の加子	下の加子	妻子への扶持方	当人へ出陣先で
近 江	10 石	8 石	6 石	2人扶持	2人扶持
三 河	15 石	13 石	11 石	8 石	1 升

されたかは、少くとも次の2の事例について知ることができる。

長浜村 家数高110間のうち18人<sup>㉑</sup>

大津村 加子200人のうち35人<sup>㉒</sup>

いずれも、規定された5分の1をやや下まわる数字である。ただし長浜村の場合、18人のうち2人の「ひらたの加子」を除いた16人が罷出べき分となっているが、最初に賦課された人数は20人であった。天正20年正月20日に長東正家は、この地域の蔵入地代官として実際に水主の徴発をつかさどっていた早川長政・石川光元・観音寺の3名に対して、次のようにのべている。

尚以、御城米をも預け置、用所等申付者之儀也、扱々申入れ也、以上

今度江州浦之舟頭御改ニ付而、長浜舟頭式拾人被付置也由也、然者、彼町吉川三左衛門尉事、我等別而懸目之者之儀也、右之内壺人御用捨也者可畏入也、恐々謹言

水主の徴発が実際にどのように行われたかは明かではないが、この地域の特殊な条件として、郷村組織が側面から支えていたことがあげられよう。天正20年12月に今堀惣中では、名護屋へおくる「から(唐)夫」に対し、一率に給米を与え、夫替りは一年限りで認め、女子だけとなった田畑の耕作の保証も行っている。また北庄惣中では、唐障のために「夫役壺間之儀」を米8石で売渡したが、それに課せられる夫役・田役・舟役などを惣中が負担するという証文を出している。蒲生郡河井村でも、夫役の徴発に際して惣中が沙汰を行っている<sup>㉓</sup>。したがって、琵琶湖周辺の直轄領における水主の徴発は、蔵入地代官としての機能が、惣の連帯関係と結びつくことによって果されていたものといえよう。

近江地方の直轄領における水主の徴発は、この地方における蔵入地の算用目録のなかに痕跡をとどめている。蔵入地の代官である観音寺は、琵琶湖全域の舟運支配権を握り、朝鮮役の際には兵糧米・銀子などを名護屋へ届けるなど、軍需品の輸送につとめているが、文禄4年12月15日付で同人へ宛てた、長東正家・増田長盛・前田玄以の3奉行連署の算用目録<sup>㉔</sup>には、次のように記されている。

「 江州蒲生郡栗太郡内<sup>非</sup>堅田御蔵入御算用之事

- 一、千四百八拾式石六升 文禄三年蒲生郡栗太郡納物成
- 一、四百三石五斗 同年まめ
- 一、千八百拾式石三斗四升 同年堅田納物成 惣才ニハ千六百八十九石四升也
- 一、九拾式石式斗八升 同年大豆 惣才ニハ八十六石也

合三千七百九拾石壹斗八升

内四百九拾五石七斗八升まめ

右払

一、五百廿四石壹斗貳升 文禄二年払残過上分

一、拾五石七斗三升 江州浦加子百廿九人

高麗へ被遣廿人分飯米，京升拾貳石九斗，一日一人ニ五合宛

(中略)

はらい

合四千八百七拾石九斗三升

内四百九拾五石七斗八升 まめ

過上千八拾石七斗五升 米

(後略)

また、慶長2年12月29日付で、上記3名に石田三成を加えた4奉行連署で、同じく観音寺に宛てた算用目録<sup>⑨</sup>は次のようになっている。

〔 近江国志賀郡蒲生郡栗太郡内御藏米御算用状事

一、四百貳石八斗四升 文禄四年払残米，但あふミ升四百九拾壹石貳斗七升を京升ニノ

一、七千貳百七拾三石五斗六升<sup>まか分</sup> 慶長元年納物成，但あふミ升八千八百七十石貳斗を京升ニノ

一、千貳百七拾五石五斗六升<sup>同分</sup> 同年まめ，但近江升千五百五十五石六斗を京升ニノ

一、拾六石六斗五升<sup>同分</sup> 同年分小物成米，但あふミ升廿石三斗を京升ニノ

くりもとかまふ郡分

一、七百拾三石二斗七升 同年納物成，但あふミ升八百六拾九石八斗四升を京升ニして

一、貳百拾六石八斗<sup>同分</sup> 同年分まめ，但近江升貳百六十四石四斗を京升ニノ

合九千八百九拾八石六斗八升

内千四百九拾貳石三斗六升 まめ

右はらい

一、貳百石 上京わらせか池，町人へ家立替ニ付て被下，京へ相届渡ル

一、拾石 右の八木，大津を京までの駄賃，石別五升つゝ

一、三百五拾八石 あふミを罷出御長柄もち之衆御配当三分一被下

(中略)

はらい

合壹万八百七拾三石九斗二升五合

内千四百九拾貳石三斗六升 まめ

過上九百七拾五石二斗四升五合 慶長貳年分算用ニ可被相立分也

(後略)

」

また、地域は異なるが、慶長3年12月26日に、上記4名に浅野長政を加えた、いわゆる豊臣氏五奉行の連署で、河内・和泉の蔵入地代官である小西立佐（式部卿法眼）に与えた算用目録<sup>⑨</sup>では、次のようになっている。

「 河州泉州内御蔵米御算用状事

一、六千貳百三拾三石九斗一升	河州分 慶長貳年納物成
一、千六拾九石六升	同 同年分大豆
一、貳千貳百九石七斗六升	泉州分 同年納物成
一、七百四拾壹石貳升	同 同年分大豆

合壹万貳百五拾三石七斗五升

内千八百拾石八升 まめ

右払

一、四拾七石三斗五升	慶長元年過上米
一、千石	真田安房守大坂越 <sub>レ</sub> 付て被下

(中略)

一、千石	高麗へ被遣加子ニ渡、石川きいのかみうけ取有之
一、七石貳斗八升	伏見御本丸へ上申御さかなの代米
一、拾壹石八斗八升	同西丸へ上申御着之代米
一、拾九石三斗	西国人質三十九人、慶長三年正月一日も同卯月十日までの御扶持かた
一、九石	なこやへ慶長三年三月ニ玉薬つミ下加子米十八石之内、残九石ハ石田木工手前も渡之

(中略)

はらい

合壹万三百三石七斗五升

内千八百拾石八升 まめ

過上五拾石 慶長三年納物成御算用ニ可被相立<sub>レ</sub>也

(後略)

」

以上の通り、水主の人数は確定できないが、少くとも畿内近国の直轄領における蔵米のうちから、朝鮮役に徴発された水主に対して、一定量の米が扶持米・飯米として下行されていたことが知られる。算用目録でみるかぎり、この時期の払米の多くは伏見城の作事関係のための支出であ

るが、朝鮮出兵の備えとして、多量の兵糧米・水主飯米を用意しておく必要があったことはいうまでもない。諸大名に預けられた蔵入地は、該地において城米として備蓄され、また秀吉は、兵站基地設定のために九州地方に蔵入地の拡大をはかったという指摘<sup>⑤</sup>がなされているが、たとえば文禄5年8月22日の「薩摩之國御蔵米御算用状之事」<sup>⑥</sup>によれば、約5千石の蔵米が九州で処理されず、薩摩から大坂へ舟で運び、そこで換金されているのである。朝鮮役における兵糧米の調達には、豊臣政権の政治的・経済的基盤に規制されながら、特定の方式で全国的規模において実施されたのであり、この問題は、さらに多くの事実の確定をもって明かにされなければならないように思われる。

- ① 四日市市史(旧版) 330頁。ただし、典拠となる史料の所在等は記されていない。新版にはこの記事もない。
- ② 堅田村旧郷士共有文書(『大日本史料』10編ノ1・832頁)
- ③④⑤ 堅田村旧郷士共有文書(東大史料編纂所・影写本)
- ⑥ 「古今書付之事」 河岡武春「船手組の成立と機能および変質(一)——水主役よりみた近世漁村の一側面——」(『史学研究』71号)所引
- ⑦ 南部文書(二)(東大史料編纂所・影写本)
- ⑧ 木村栄蔵氏所蔵文書(同上・写真帳)
- ⑨ 南部文書(二)(同上・影写本)
- ⑩ 日吉神社文書(『近江蒲生郡志』巻拾・131頁)
- ⑪ 古谷文書(『滋賀県八幡町史』下・120頁)
- ⑫ 徴古館文書(『滋賀県史』第5巻・368頁)
- ⑬⑭ 観音寺文書(二)(東大史料編纂所・写真帳)
- ⑮ 下条文書(同上・影写本)
- ⑯ 山口啓二「豊臣政権の成立と領主財政の構造」(『日本経済史大系』近世上所収)
- ⑰ 薩藩旧記雑録・後編・巻三十七(東大史料編纂所・影写本) 長東正家・増田長盛・前田玄以の3奉行が連署し、島津義弘の老臣である伊集院忠棟に宛てたものである。

## 5 諸大名の舟手組織

「陣立書」で舟手衆と決められた以外の大名においても、程度の差こそあれ、それぞれ独自の水軍組織をもっていたことはいうまでもない。諸大名は領国ごとに水主を徴発し、渡海のための舟を領内から集め、新たに造船も行ったのである。

陣立書の舟手衆と諸大名の舟手とは、実質的な違いは小さかったように思われる。陸上の戦闘においては、舟手衆は他の地縁的な「衆」と同じ扱いをうけ、特定の城の守備についたこともあり、海戦の際には、諸大名の舟手も出動している。たとえば、慶長2年7月の唐島での海戦の結果を記録した「番船取申注文之事」<sup>①</sup>では、福原直高・毛利吉成・秋月種長らの名がみられる。前述のように、来嶋通総や長宗我部元親は、中途から舟手衆に編入されるのであり、戦局の展開につれて、適宜に組替えが行われたらしい。蔚山表の戦いのち、秀吉は亀井茲矩を舟手衆に加え、

その地に在城することを命じている。<sup>②</sup>

舟手衆自身が、旧来の海賊衆を水軍として把握しえたのは、主として伊勢・紀伊の沿岸から瀬戸内海にかけての地域であったと思われる。それは、舟手衆の出自からもうかがわれるのであるが、天正20年4月19日の朱印状によれば、秀吉は九州衆・四国衆・中国衆の朝鮮渡海を円滑にすすめるため、紀州水軍を藤堂高虎に、備前水軍を九鬼嘉隆・脇坂安治・加藤嘉明に附属させている。また、立花氏・小早川氏らが持つ大船を警固船に指定し、加子や舟奉行をつけたうえで、早速にこの4人へ引渡すべきことを命じている。<sup>③</sup>

九州地方の海賊衆は、それぞれ該地の大名に組織されていったと思われる。諸大名の軍役人数のうちに占める水主の割合は、とくに九州大名の場合に著しい。文禄5年12月の島津義弘の「覚書」によれば、合12695人のうち、直轄領の夫丸2000人、加子2000人となっており、天正20年の五島純玄の「朝鮮の人数差越れ事」<sup>④</sup>では、実数705人のうち船頭水主が200人を占めている。水主も規定された軍役人数に含まれ、家臣団組織の末端に組織されていたのである。文禄2年8月8日に加藤清正が、国元の家老にあてて51ヶ条にわたる指示を行ったが、その最後の条で、「舟子八国之くんやく(軍役)人にては間、かわらせはても可越れ、左様ニ無之者ハ各用意いそかせはて、少も出舟いそき可申は事」<sup>⑤</sup>とのべている。加藤氏の場合、舟子に対しては、上の舟子は12石、中の舟子は10石、下には7~8石が切米として与えられた。<sup>⑥</sup>

朝鮮出兵に際して先懸勢の先鋒をつとめた対馬の宗義智は、ある意味では家臣団全体が水軍組織であったようにみられる。対馬は全島がけわしい山で、平地に乏しく、江戸時代を通じて石盛りをうけていないのである。そして、地形の変化にしたがって、湾や入江を根拠地に土豪層が割拠し、漁撈を主たる生業とし、海外交易の際の水主などにも雇われていたものと思われるが、このような在地の状況を反映して、宗氏の軍事編成は党を基礎として行われている。「朝鮮御陣文禄元壬辰四月十二日渡海御供付」<sup>⑦</sup>によれば、全体が立石党・仁位党・内山党など20組に分れ、それに名を連ねた武將は510名・上下人数2048名となっている。記載方法や人数に若干の違いがあり、武將545名・上下人数2054名というものや、<sup>⑧</sup>武將530名・上下人数2028名というものが<sup>⑨</sup>あり、どの写本が最も信憑性があるかを確定することはできない。2つ以上の党で1組となっている場合もある。この上下人数以外には、鉄砲足軽200人、小西行長より加勢の中間50人、諸国浪人200人などが加えられるが、<sup>⑩</sup>いずれにせよ、宗氏に課せられた軍役人数の5千人をはるかに下廻った数字である。他の大名の例からみても、実際に動員した人数は、「陣立書」に記された人数に近いと考えられ、宗氏の場合も、「朝鮮在陣之間七年、自対州朝鮮へ渡す人数五千」<sup>⑪</sup>という記録もあるので、このほかに、かなりの人数の水主が夫役として徴発されたものと思われる。

また宗氏は、対馬のおかれた地理的・歴史的條件から、他の大名以上の負担を強いられている。たとえば天正20年4月25日の秀吉朱印状では、「高麗国通仕並案内者」を諸大名に対して出すべきことが命ぜられており、宗家直属の通詞のほか、60名の通詞を諸大名に出している<sup>⑫</sup>のであるが、

対馬が朝鮮と名護屋の間にあり、渡海の中継基地となっている関係上、舟奉行が直接に水主の徴発を行ったことも考えられる。舟奉行は天正20年3月に設置され、高麗・対馬・豊後・名護屋の4ヶ所において軍船の輸送などに当たっていたものである。舟奉行には九鬼・藤堂など舟手勢の一部も充てられているが、主力は石田三成らの譜代武将で、戦局全体を統轄する立場にあったものとみられる。対馬は高麗舟奉行である毛利高政らの支配下にあったと思われる。

直轄領から水主を徴発し、諸大名のもつ舟を警固船として徴発したことは、舟奉行直属の水軍組織が存在し、兵員の輸送などに当たっていたことを意味しているが、このような舟奉行の管轄下にある舟や水主は、ときには諸大名に貸与されていたようである。たとえば、常陸の佐竹義宣の場合、同人は陣立書では「肥前国名護屋在陣の衆」の一人として、軍役3000人が課せられたのであるが、文禄2年5月には、実際に朝鮮へ渡海すべき命をうけている。このため佐竹氏は、名護屋にいる豊臣氏の舟奉行衆から、約100艘もの大小の軍船を借り、これを家中諸將に配付し、6月から渡海を行っている。また、文禄元年12月ごろ、佐竹氏は石田三成から借りた70人の舟子返すことができず、苦慮しているという記事もあるので、渡海に際しても、かなりの人数の水主の貸与をうけたものと思われる。佐竹氏はしばしば国元へ、「舟子ここともへあまためしつれ」などの催促を送っている。

直轄領などで徴発された水主のうち、諸大名のもとに配属された例もみられるが、秀吉直属の武将によって水主の徴発が行われ、直轄の水軍に編成されていった例もみられる。たとえば、中世以来の漁民の実情や漁場の支配関係の変遷などを伝える泉州佐野浦の「寛永十七年佐野浦書上」によれば、朝鮮役に際しても、多数の漁民が渡海衆に召伴われていったが、とくに、軍監をつとめた寺沢広高に徴発され、「太閤様御座船」の水手をつとめた模様などが記されている。

このような水主の徴発は全国的規模で行われ、領国の実情にかかわりなく、在地の再生産構造を破壊してまでも強行されたものとみられる。文禄2年2月5日に秀吉は、高麗へ召連れた船頭加子が、寒さなどのために煩い、その過半が死亡したので、浦々に残留している加子を嚴重に改めたうえ、15才から60才までの者をすべて、奉行をそえて名護屋まで送るとの命令を下している。この秀吉の指令との関連は分らないが、少なくとも朝鮮役の期間と思われる欠年の2月10日に、越前の諸浦では船頭加子の調査が行われ、以前に調査したうちの296人分を、奉行をそえて引渡すべき命令が出されており、駒井重勝・益庵宗甫の連名で、中村一氏・水野忠重らに対し、人数の割符が行われている。若狭の諸浦では、朝鮮出兵に際して、船と水手の一斉調査が行われており、その他の地域でも、この種の調査は実施されたものと思われる。

以上、朝鮮役における水軍編成の問題を、旧来の海賊衆の把握と、小漁民としての水主の徴発の問題を通じて検討してきたのであるが、最後に、水軍の物質的構成要素としての舟の問題を概観しておきたい。詳細は別稿に譲らなければならないが、本稿の主題との関連からみれば、秀吉が諸大名に対して行った舟の徴発と、諸大名に令した造船計画の実態の2点について検討する必

要があると思われる。

朝鮮へ渡海した第一陣の九州大名らは、すべて自己の持舟で兵員を運んだとみられるが、渡海開始の約1ヶ月後の天正20年4月26日に、秀吉は対馬・高麗間の輸送用として、六端帆の図船90艘を、毛利輝元に求めている<sup>23</sup>。同じく鍋島直茂は、六端帆の図船60艘が求められており、このとき一斉に諸大名に対して指令が発せられたものと思われる。沓岐・対馬間の輸送用の舟も、同時に他の大名に対して求められており、名護屋・沓岐間の輸送は秀吉の持舟と、名護屋在陣衆の手舟をもって行われた。2日のちの4月28日には、秀吉は渡海した諸大名に対し、舟を至急名護屋へ廻送すべきことを命じている<sup>24</sup>。5月29日には、淡路の船問屋である高木善三郎に対して、六端帆の図船100艘を、釜山浦への渡海舟として差出すように求めており、5月25日には、宛所は不明であるが、六端帆の図船25艘を沓岐・対馬間の渡海船に仰せつけるという朱印状も残っている<sup>25</sup>。7月26日付で、池田輝政に対し、大船を請取った旨が告げられており、この時期に大量の舟が諸大名から秀吉の手許に集められ、舟奉行の管轄下に入ったものと思われる。

この時期に大量の船が必要とされたのは、さきに渡海している諸大名への兵糧米・武具類の補給や、戦局の推移につれて、さらに中国・近畿・関東東北地方の諸大名までも朝鮮へ渡海させる必要にせまられたからであろう。天正20年5月3日に秀吉は、8000人の軍役人数をもって沓岐に在陣していた羽柴秀勝(美濃・岐阜城主)に対し、1万人乗の図船と当月分の兵糧を送付するから受取次第すみやかに渡海すべきことを命じている<sup>26</sup>。兵糧米の輸送については、天正20年と推定される欠年の4月11日に、秀吉は松浦隆信に対し、沓岐の浦々にある舟と加子の数を、秀吉が派遣した熊谷直盛(軍監)の立合いのもとに調査した上、舟を賃舟として借りうけるように指示している<sup>27</sup>。7月10日には、その結果、1350石積の舟があることが判明し、秀吉から長束正家・寺沢正成(直高)の副状とともに、舟を引渡すべき旨の命令が出されている<sup>28</sup>。諸大名に対して舟の催促はしばしば行われているが、天正20年4月28日には、「渡海之衆人数多少之儀者、船数にて可相見間、荷物悉上置、商人船迄手前持内相改可指越<sup>29</sup>」と、渡海人数の多少は船数を基準として計算するゆえ、商人船までも差出すべきことを、九州・四国・中国地方の主要な大名に命じている。この頃は秀吉自身の朝鮮渡海の予定がせまっていたので、船の徴発は一層はげしく行われたものと思われる。

つぎに造船に関しては、朝鮮出兵の準備としては、天正19年頃から開始されたとみられる。同年9月13日の浅野長政の書状<sup>30</sup>では、堺浦、石見浦・塩飽島などで造船が行われ、長宗我部元親に対しても建造用の材木が求められていることが分るが、これらの事実は、秀吉の朱印状などからもほぼ確認される。長宗我部氏に対しては、天正20年11月6日に、寸法まで定めた檣143本を名護屋へ送るべきことが命じられており<sup>31</sup>、べつに、豊後国においても、舟大工の徴発が指示されている<sup>32</sup>。塩飽島には造船のための奉行人が秀次からさしむけられ、熊野地方でも材木の引出しが行われている<sup>33</sup>。遠州でも一柳直盛が造船を仰付けられており<sup>34</sup>、山内一豊・松下重綱に対しては、秀

吉から舟の寸法についての指示が与えられている<sup>③</sup>。文禄3年1月には島津義久が、五百石舟5艘三百石舟5艘を秀吉の奉行人に引渡している<sup>④</sup>。諸大名に対して大船の建造を命じた秀吉の指令はしばしば発せられているが、天正19年10月には、秀吉は朝鮮出兵の準備のため、大仏殿の造営を一時中止し、それ迄に収集した材木や人夫を造船用にまわすという朱印状を、高野山の木食上人らに出している<sup>⑤</sup>ので、それ以後は、諸大名に課していた作事関係への人数動員は、大船の建造にふりむけられたものとみられる。文禄年間からはじまる伏見の作事などとあわせて、この問題は、分業関係の展開度という観点から事実関係を確定し、当時における国内の社会体制の具体的様相を究明する手懸りの一つとすることが必要かと思われる。

- ① 長崎県(対馬)上県郡豊崎村, 洲河生虎真氏所蔵文書
- ② 亀井文書(坤)(東大史料編纂所・影写本)
- ③ 近江水口加藤子爵家文書(一)(同上), その他
- ④ 小早川家文書(一)324号, その他
- ⑤ 島津家文書(一)963号
- ⑥ 五島子爵家系図記録(東大史料編纂所)
- ⑦ 下川文書(二)(同上・影写本)
- ⑧ 武井友貞氏所蔵文書(同上), 徳富猪一郎氏所蔵文書(同上)
- ⑨ 前掲, 洲河生虎真氏所蔵文書
- ⑩ 九大九州文化史研究所所蔵文書
- ⑪ 竹内理三編「対馬古文書集」(三)所引, これは, 長崎県(対馬)下県郡後原村, 鹿島由己氏所蔵文書を筆写されたものである。(東大史料編纂所架蔵)
- ⑫ この数字も, 写本によって差異がある。また, 集計数字と実数が不一致の場合もあるが, この場合は実数を記した。どれが最も良質の写本かは確定できない。
- ⑬ 宗氏国記(内閣文庫), 対馬国記(東大史料編纂所)
- ⑭ 宗家文書, 武田勝蔵「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」(「史学」14巻3号)所引。なおこの史料は, 戦前に朝鮮総督府へ貸出されたまま返還されていない。
- ⑮ 前掲, 洲河生虎真氏所蔵文書, その他
- ⑯ 毛利家文書(三)886号, その他
- ⑰ 長崎県史・史料編(一)27頁以下
- ⑱ 水戸市史・上巻・第11章第2節参照
- ⑲ 泉佐野市史・532頁以下
- ⑳ 島津家文書(一)369号, その他
- ㉑ 記録御用所本・古文書(二)(内閣文庫)
- ㉒ 桑村文書(「小浜・敦賀・三国湊史料」127頁)
- ㉓ 毛利家文書(三)876号
- ㉔ 鍋島文書(五)(東大史料編纂所・影写本)
- ㉕ 毛利家文書(三)877号
- ㉖ 高木文書(東大史料編纂所・影写本)
- ㉗ 布田正之氏所蔵文書(同上)
- ㉘ 池田文書(二)(同上)
- ㉙ 開善寺文書(同上)



- ⑩⑪ 松浦文書(六)(同上・謄写本)
- ⑫ 島津家文書(二)953号
- ⑬ 浅野家文書・178号
- ⑭ 香宗我部文書(東大史料編纂所・影写本)
- ⑮ 香宗我部家伝証文(四)(同上)
- ⑯ 塩飽島文書(同上)
- ⑰ 高山公実録・卷四
- ⑱ 伊予小松一柳文書(東大史料編纂所・影写本)
- ⑲ 南路志・卷五十一
- ⑳ 島津家文書(一)374号
- ㉑ 高野山文書・統室簡集・御朱印卷(史料稿本147—16所引)

### むすびにかえて

本稿は、豊臣政権の歴史的特質をさぐるための基礎作業の一つとして、朝鮮役の際にとられた水軍編成の問題について若干の検討を試みた。国内の社会体制との関連からこれを考える場合、視点を旧来の海賊衆の把握と水主の徴発の問題に限定することが許されよう。その水軍組織は、大別して次の三つの類型に分けられるものと思われる。

(A) 陣立書に定められた水軍組織は、豊臣氏の譜代たる織豊取立大名を主体として構成された。彼等の多くは旧来の海賊衆に出自をもたないが、中央権力と結びつきを保ちながら大名に成長していく過程で、海賊衆を配下に吸収し、豊臣政権直属の水軍を形成したのである。この水軍組織が把握したのは、伊勢志摩・紀伊(熊野)・瀬戸内という、当時における最も強力な海賊衆で、同時に、全国的な海上交通路の拠点を確保したことを意味している。これによって、他の大名に対しては、海上封鎖も含めた軍事的抑圧を可能にし、経済的には、外国貿易をも含めた国内の商品の流通組織を掌握しうる条件をつくりだした。そして、畿内を中心とする先進的諸条件に、遠隔の特殊生産物地帯を結びつけ、輸送の困難な米を大量に特定の地域に集中することを可能にした。このことは、統一政権の成立にふさわしい全国市場の形成をもたらし、また、他の大名を統一政権に服属させていく条件の一つとなったことはいうまでもない。

(B) 諸大名のもつ水軍組織は、地域的に特殊な情況にしたがって、領内の海賊衆などを家臣団に編入し、港湾など重要地点に配置することによって形成された。水主や舟の徴発は家臣に対する軍役としてなされ、それを十分に果しえないときは、知行召放ちなどの処分が行われた例もみられる。また、領内の舟持商人なども配下にしたがえ、領域内の特産物や米の輸送などに利用したことは、領国市場形成への大きな要因となった。朝鮮出兵の主力となった九州・四国・中国地方の諸大名は、それぞれの地域における海賊衆の最後の統合者としての一面をそなえており、諸大名の水軍編成は、家臣団の掌握と在地支配を徹底化させる要因となった。この時期に建設された城下町の多くは、軍事的な要衝のみならず、海上交通の中心地でもあり、水軍の問題が諸大

名の領国形成に占める比重は非常に高かったものと思われる。

(C) 舟奉行の支配下にある水軍組織は、直臣団の水軍として、朝鮮役に際しては、兵員の輸送や補給などに潤滑的な機能を果たしたほかに、舟手衆をも含む他のすべての大名を管轄統制する役割をつとめた。諸大名のもつ舟や水主を徴発し、直轄の水軍に編入した事例は多くみられるが、ときには舟奉行の配下にある舟や水主が諸大名に貸与され、それが諸大名を豊臣政権への服属を一層強める契機となったことも容易に想像されよう。直轄領の領民を水主として大量に徴発し、兵糧米その他を必要に応じて調達できる体制をつくり出していたことは、豊臣政権の蔵入地支配のもつ重要な機能の一つであった。

いかなる形態の水軍組織であれ、それを編成するに際しては、領域内の水主を徹底的に徴発する体制がとられたことはいうまでもない。それは、しばしば在地の再生産構造を無視して強行されたが、結果として、旧来の海賊衆や、その基盤となる土豪的大経営を解体させ、小漁民を主体とする封建的な漁業秩序が形成される契機がつくられたものと思われる。比喩的表現を用いればこれは海における兵農分離の体制的実現にほかならない。

大名領主権力が、かつては武力対決を行った海賊衆を、水軍として組織しえたことのもつ意味は大きい。それは、制海権の全国的な掌握であり、全国的規模での商品流通の支配でもある。豊臣政権のもつ水軍組織が、他のそれに比して圧倒的に強力なことは、国内の封建的統一のための不可欠な前提であったと思われる。

水軍編成の問題は、その物質的構成を意味する舟の問題や、その主要な機能の一つである兵糧米の輸送などの問題に結びつくが、それは、当時のわが国における社会的分業の展開度に強く規制され、非常に特殊な性格を帯びていたものと思われる。

大名や家臣の持舟・豪商の持舟・諸浦の舟などが種々の方法で徴発されたほかに、大量の舟が建造されたが、造船の行われた地域は、必ずしも天然の森林地帯だけに限られない。当時における手工業者の分布状況や資材輸送の条件などに規制されて、特定の地域に集中して行われた模様である。またこの時期は、大坂・伏見をはじめ多くの普請・造営工事が行われているが、朝鮮役における造船の問題は、これらの作事関係の一環として理解されなければならない。造船も諸大名に対しては軍役の一環として課せられるのであり、たとえば秋田氏に作事板が大量に要求されたように、諸大名のおかれた政治的・経済的条件にもとずいているのである。そのことは、それぞれの地域における大名領国制の展開と密接な関係を持ち、全国的には、特殊な「造船地帯」が形成されていたものと思われる。

兵糧米の輸送は、常備軍を支える経済的基盤の問題である。蔵入地の形態や分布が、豊臣政権の展開につれて種々の変化をとげた事実は明かにされているが、朝鮮へ渡海した膨大な人員に対して、一定量の米を現地に確保するために、どのような体制がとられたかを確定する必要がある。一部は現地で調達されていたようであるが、国内では、どのような方法で領主米を九州に集中

し、彦岐対馬を経て釜山その他の蔵へ送られたかが明かにされなければならない。

これらの問題は、天正末年という時点における国内の社会体制の進展度の問題とからみあうと思われる。太閤検地の全国的な施行につれて、豊臣政権は社会的分業をどのように掌握しえたかという問題を、朝鮮役の際に発現された諸事象の中からとらえるためには、より多くの側面からの分析が必要とされるであろう。そのことは、当時における国内の諸階層の動向から、朝鮮出兵を必然化させた国内の矛盾のあり方の問題にかかわり、究極的には、当時における階級闘争の具体的なあり方の解明に問題が帰結されよう。

豊臣政権が総力を投入して行った朝鮮役の評価については、古くは徳川実紀（東照宮御実紀・巻四）にみられるような反豊臣氏の傾向にゆがめられ、明治以後は一転して、国威を海外に発揚させたものとして賞讃されるというように、とかく一面的に評価されるきらいがあり、今日の研究においても、これらの影響から完全に免れていないように思われる。現在の近世史研究の到達点と考えられる幕藩制構造論をふまえた研究においても、朝鮮役の問題は、鎖国との類型的対比から展望することが中心のため、両者に内在する論理を統一的に理解することを困難にしている面もある。豊臣政権の性格や歴史的な位置を鮮かにえがいた労作においてさえも、多くは朝鮮役の具体的な検討を省略したうえで、完結した歴史像がつくられているように思われる。朝鮮役の問題は、当時における国内の社会体制の諸矛盾の帰結として、その具体的諸様相が、豊臣政権の歴史的展開の中に正当に位置づけられることによって、幕藩体制社会の構造的特質を解くカギの一つとなりうるものと思われる。